
確認団体の政治活動の手引

福岡県議会議員一般選挙

令和5年3月

福岡県選挙管理委員会

I	選挙期間中における政治活動の規制について	1
1	確認団体制度の概要	1
2	政治団体の政治活動が規制される期間及び区域	1
3	選挙期間中に規制される政治活動	1
II	確認団体の申請について	2
1	確認団体になるための要件	2
2	申請の時期・場所	2
3	申請に必要な書類	3
4	その他の届出等	3
5	確認後に県選挙管理委員会から交付されるもの	3
6	事前審査	3
III	確認団体として活動を行う際の注意事項	4
1	候補者の氏名又は氏名類推事項の記載禁止	4
2	選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去	4
IV	確認団体が行うことができる政治活動の方法	5
1	政談演説会の開催	5
2	街頭政談演説の開催	6
3	政治活動用自動車の使用	6
4	拡声機の使用	7
5	政治活動用ポスターの掲示	7
6	立札・看板の類の掲示	9
7	ビラの頒布	9
8	連呼行為の制限	10
9	確認団体の機関紙誌の特例	10
10	その他（インターネット選挙運動について）	11

I 選挙期間中における政治活動の規制について

1 確認団体制度の概要

選挙が行われる期間中、政党その他の政治団体（以下「政治団体」という。）が、その態様等が選挙運動と紛らわしい政治活動（政談演説会の開催、ビラの頒布、政治活動用自動車・拡声器の使用等）を行うことは、選挙の自由公正の確保の観点から罰則をもって禁止される。

この例外として、一定の要件を満たす政治団体で、選挙管理委員会から「確認書」の交付を受けた政治団体（以下「確認団体」という。）に限り、一定の要件の下で、上記のような政治活動が認められる。

福岡県議会議員一般選挙（以下「県議選挙」という。）においては、政治団体の政治活動は、以下のとおり規制を受ける。

2 政治団体の政治活動が規制される期間及び区域

特定の選挙の期間中（選挙が告示されてから選挙期日までの間）、政治団体が行う政治活動は一定の制限を受ける。

令和5年4月9日執行の県議選挙では、以下の期間及び区域で、政治団体が行う下記〈3〉の政治活動が規制される。

(1) 規制の対象となる期間

令和5年3月31日（金）から令和5年4月9日（日）まで

※ 投票日の4月9日は、確認団体を含め、全ての政治団体の政治活動が規制される。

(2) 規制の対象となる区域

福岡県全域

3 選挙期間中に規制される政治活動

- ① 政談演説会の開催
- ② 街頭政談演説の開催
- ③ 政治活動用自動車及び拡声機の使用
- ④ ポスターの掲示
- ⑤ 政治団体の本部又は支部の事務所以外での立札・看板の類の掲示
- ⑥ ビラの頒布

- ⑦ 連呼行為
- ⑧ 掲示又は頒布する文書図画への候補者の氏名又は氏名類推事項の記載
- ⑨ 国又は地方公共団体が所有し、又は管理する建物での文書図画の頒布

※ ⑧については、確認団体であっても行うことができない。

※ 上記以外の政治活動は、選挙運動にわたらない限り規制されない。

II 確認団体の申請について

1 確認団体になるための要件

所属候補者を3人以上有する政治団体であること。

○ 所属候補者

立候補届の所属党派欄に当該確認団体名が記載され、かつ、当該確認団体発行の所属党派証明書が添付された候補者

2 申請の時期・場所

(1) 申請時期

3月31日（金）午前8時30分以降

（各選挙区の選挙長に立候補の届出を受理された所属候補者が3人以上であることが確認された後）

(2) 申請場所

県庁9階選挙管理委員会事務室

<注意事項>

確認団体の申請受付は、午前8時30分から行われるが、確認書等の交付は、申請書に記載された所属候補者の立候補の届出が、各選挙区の選挙長において受理されたことを県選挙管理委員会において確認した後に交付される（※立候補受理の確認は午前10時30分頃の見込み。）。

3 申請に必要な書類

(1) 政治団体確認申請書

確認申請書等へ記載する、申請者の名称及び所在地は、本部について記入すること。なお、代表者名は本部の代表者名であることが原則であるが、県本部の代表者であっても差し支えない（県本部の代表者名で良いかどうかは、本部に確認すること。）。

(2) 綱領、規約、役員名簿、最近の予算書及び政治団体設立届の写し

選挙の告示の日現在国会に議席を有している政党以外の政治団体が申請を行うときにのみ添付すること（様式は別紙（本手引最終頁）を参照。）。

4 その他の届出等

後述の各種政治活動を行うため、次の届出又は見本の提出が必要となる。必ずしも確認団体になるための申請と同日に行う必要はない。

- ① 政談演説会開催届出書
 - ② 政治活動用ビラの届出書（見本3枚（種類ごと）を添付すること。）
 - ③ 機関紙（誌）届出書（見本2部を添付すること。）
 - ④ ポスター見本3枚（種類ごと）
- ※ ①～③の届出書は県選挙管理委員会から交付する。

5 確認後に県選挙管理委員会から交付されるもの

- 確認書…………… 1枚
 - 政治活動用自動車表示物…………… 所属候補者数により1枚以上
 - 政治活動用ポスターの検印票…………… 44枚（県議44選挙区分）
- ※ ポスターの掲示を希望する団体に交付する。

6 事前審査

(1) 期間

令和5年3月22日（水）、23日（木）、24日（金）

(2) 場所

県庁9階選挙管理委員会事務室

(3) 持参物

上記3及び4の書類、確認申請代表者の印

なお、来庁の際は、事前に電話等で要予約。

III 確認団体として活動を行う際の注意事項

確認団体が行うことができる政治活動については、それぞれIVで解説するが、次の事項については、特に注意が必要なので留意すること。

1 候補者の氏名又は氏名類推事項の記載禁止

いかなる名義をもってするを問わず、掲示又は頒布する文書図画（新聞紙、雑誌、インターネット等を除く。）に、当該選挙区の特定の候補者の氏名又は氏名類推事項を記載することは、選挙の期間中、禁止される。

確認団体となることで使用できる文書図画についても同様（〈5(4)ポスターの記載内容〉、〈6(2)立札・看板の記載内容〉及び〈7(4)ビラの記載内容〉参照。）。

○ 氏名類推事項

候補者の氏名等が直接に含まれている場合のほか、写真や似顔絵は氏名類推事項に当たると解されている。

2 選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去

選挙の期日の告示前に掲示された政治活動用ポスターであっても、一定のポスターについては規制を受け、撤去の対象となる。

(1) 撤去すべきポスター

当該選挙における候補者の氏名又は氏名類推事項が記載されたポスターが撤去の対象となる。

(2) 撤去の期限

当該候補者が候補者となった日（告示日）のうちに撤去すること。

IV 確認団体が行うことができる政治活動の方法

1 政談演説会の開催

(1) 開催の届出

政談演説会開催届出書により県選挙管理委員会に届出をすること（会場使用の予約を済ませた上で、開催前に届出をする。）。

(2) 開催できる回数

所属候補者数の4倍の回数

(3) 政談演説会告知用の立札・看板の類の掲示

次の制限の下、政談演説会の開催を告知するための文書図画を掲示できる。

ア 数の制限

1つの政談演説会ごとに5個以内

イ 表示証の表示

掲示する政談演説会告知用の立札・看板の類の表面に、県選挙管理委員会が交付する表示証を表示すること（表示証は、政談演説会開催届出書の受付時に、1会場につき5枚ずつ交付。）。

ウ 記載事項等

表面に掲示責任者の氏名及び住所を必ず記載すること。

候補者の氏名又は氏名類推事項は記載できない（弁士として記載することもできない。）。

選挙運動のための使用はできない。

その他、立札・看板に関する制限については、〈6 立札・看板の類の掲示〉を参照。

エ 政談演説会の内容

政策の普及宣伝のほか、従として所属候補者の選挙運動のための演説も可能。

なお、選挙運動のための演説は、開催主体である確認団体に係る当該選挙における所属候補者のための演説に限られ、それ以外の候補者のための演説はできないものと解されている。

2 街頭政談演説の開催

(1) 街頭政談演説のできる場所

停止した政治活動用自動車の車上及びその自動車の周囲

政治活動用自動車については、〈3 政治活動用自動車の使用〉を参照

(2) 街頭政談演説の開催の制限

午後8時から翌日の午前8時までの間は、街頭政談演説を開催できない。

学校・病院等の周辺では静穏を保持するよう努め、また、長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないように努めなければならない。

開催回数については、制限なく行うことができる。

(3) 街頭政談演説の内容

上記の〈1 (3) エ 政談演説会の内容〉と同様。

3 政治活動用自動車の使用

政治活動用自動車は、純然たる政治活動（政策の普及宣伝・演説の告知）のための自動車であるため、街頭政談演説で従として選挙運動のための演説を行う場合のほかは、選挙運動のために使用することはできない。

(1) 使用できる台数

本部及び支部を通じて1台

所属候補者の数が3人を超える場合は、その超える数が5人を増すごとに1台を追加（下表を参照）

所属候補者数	3～ 7人	8～ 12人	13～ 17人	18～ 22人	23～ 27人	28～ 32人	33～ 37人	38～ 42人	43～ 47人	48～ 52人
台数	1台	2台	3台	4台	5台	6台	7台	8台	9台	10台

(2) 政治活動用自動車の表示

自動車の使用中は、県選挙管理委員会から交付された政治活動用自動車表示物を、自動車の前面その他外部から見やすい箇所に必ず表示すること。

(3) 政治活動用自動車に取り付ける立札・看板について

ア 事前の手續

政治活動自動車用の立札・看板については、車両規則の関係で事前に出発地を所轄する警察署の許可を得ること。

イ 記載事項等

候補者の氏名又は氏名類推事項は記載できない。

選挙運動にわたる内容を記載することはできない。

※ その他、立札・看板に関する制限については、〈6 立札・看板の類の掲示〉を参照。

4 拡声機の使用

拡声機を使用できる場所は次のとおりで、これ以外の場所では、拡声機を使用することはできない。

- ① 政談演説会の会場
- ② 街頭政談演説（政談演説を含む。）の場所
- ③ 政治活動用自動車の車上

純然たる政治活動（政策の普及宣伝・演説の告知）のための拡声機であるため、政談演説会の会場及び街頭政談演説（政談演説を含む）の場所において、従として選挙運動のための演説を行う場合のほかは、選挙運動のために使用することはできない。

5 政治活動用ポスターの掲示

(1) 使用できるポスターの規格

長さ 85 cm×幅 60 cm以内

(2) 使用できる枚数

選挙区ごとに 100 枚以内。

なお、当該選挙区の所属候補者の数が 1 人を超える場合は、その超える数が 1 人を増すごとに 50 枚が追加される。

選挙区ごとの所属候補者数	0～1人	2人	3人	4人
ポスターの枚数	100枚	150枚	200枚	250枚

※所属候補者がいない選挙区であっても、確認団体であれば 100 枚以内のポスターを掲示することができる。

(3) ポスターの検印

掲示するポスターには、全てに各地方書記室（別添一覧表を参照）の検印が必要。検印を受ける際は、各地方書記室へ次のものを毎回持参すること。

- 政治活動用ポスターの検印票
- 掲示するポスター（全枚数）

※ 初めて検印を受ける場合は、ポスターの見本を3枚（種類ごと）提出すること。

(4) ポスターの記載内容

ア 必ず記載すべき事項

ポスターの表面には、次の事項を必ず記載すること。

- 当該確認団体の名称
- 掲示責任者の氏名及び住所
- 印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所

イ 記載の内容について

所属候補者の選挙運動に使用することもできる。

ただし、候補者の氏名又は氏名類推事項を記載することはできない。

(5) ポスターの掲示場所の制限

ア 掲示できない場所

- 国又は地方公共団体が所有し、又は管理する場所
※ 例外として管理者の承諾があれば公営住宅、地方公共団体の管理する食堂及び浴場等に掲示できる。
- 不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所

イ 居住者等の承諾

他人の物件（上記※の物件を含む。）にポスターを掲示しようとするときは、居住者（居住者がいない場合には管理者等）の承諾を得なければならない。

※ 承諾を得ないで掲示されたポスターは、居住者等において撤去できる。

(6) 選挙期日後（又は無投票告示後）のポスターの撤去

所属候補者の選挙運動のために使用するポスターについては、選挙の期日後（無投票となった場合については無投票の告示日後）、速やかに撤去しなければならない。

6 立札・看板の類の掲示

(1) 掲示できる立札・看板の類

いずれも、他の法令の規定による制約がない限り、規格(大きさ)の制限はない。

ア 政治団体の本部及び支部の事務所において掲示するもの

イ 政談演説会の告知用のもの

〈1 (3) 政談演説会告知用の立札・看板の類の掲示〉を参照

ウ 政談演説会の会場内で使用するもの

エ 政治活動用自動車に取り付けて使用するもの

(2) 立札・看板の記載内容

候補者の氏名又は氏名類推事項を記載することはできない。
選挙運動に使用することはできない。

(3) 立札・看板の類の掲示場所の制限

〈5 (5) ポスターの掲示場所の制限〉と同様

(4) 撤去

政治活動用自動車の使用をやめたとき、又は政談演説会が終了したときは、直ちに撤去しなければならない。

※ このほか、政談演説会告知用の立札・看板については、〈1 (3) 政談演説会告知用の立札・看板の類の掲示〉を、政治活動用自動車の立札・看板については、〈3 (3) 自動車の立札・看板について〉を参照。

7 ビラの頒布

(1) 頒布できるビラの種類

県選挙管理委員会に届け出た2種類以内(枚数に制限なし)

(2) ビラの届出の方法等

政治活動用ビラの届出書(「確認団体用諸届出用紙」内)にビラの見本3枚(種類ごと)を添えて県選挙管理委員会に提出すること。

(3) ビラの頒布方法の制限等

ア 頒布できない場所

国又は地方公共団体が所有し、又は管理する建物

(専ら職員の居住の用に供されているもの及び公営住宅を除く。)

※ これらの建物であっても、確認団体の政談演説会場である場合及び郵便、新聞折込み等の方法による場合は、頒布できる。

イ その他

ばら撒くような配り方(散布)はできない。

(4) ビラの記載内容

ア 必ず記載すべき事項(表面に記載)

当該確認団体の名称、選挙の種類及び届出ビラである旨を表示する記号

【記号の記載例】

- ・ 福岡県議会議員一般選挙届出ビラ第〇号□□党

イ 記載の内容について

所属候補者の選挙運動に使用することもできる。

ただし、候補者の氏名又は氏名類推事項を記載することはできない。

8 連呼行為の制限

(1) 連呼行為のできる場所及び時間

- ・ 政談演説会の会場及び街頭政談演説の場所
- ・ 政治活動用自動車の上(午前8時から午後8時までの間に限る)

※ 学校・病院等の周辺では、静穏を保持するよう努めなければならない。

(2) 連呼の内容について

選挙運動にわたることはできない(特定の候補者の氏名を連呼することは、一般に選挙運動とみなされる。)

9 確認団体の機関紙誌の特例

政治団体が発行する新聞紙及び雑誌についても、選挙に関する報道及び評論を掲載することは、県議選挙の告示の日から選挙の期日までの間、禁止される。

ただし、確認団体については、一定の要件を満たすものに限り、特例としてこれを行うことができる。

(1) 特例を受ける（選挙に関する報道及び評論を掲載する）ことができる機関紙誌

次の要件を全て満たす、機関新聞紙及び機関雑誌各1に限られる。

- 確認団体の本部において直接発行されるもの
- 「通常の方法」で頒布されるもの
- 県選挙管理委員会に届け出たもの
- 号外、臨時号、増刊号その他臨時に発行されるものでないこと

(2) 機関紙誌届出の方法

機関紙(誌)届出書（「確認団体用諸届出用紙」に所収）に機関紙誌の見本2部を添えて県選挙管理委員会に提出すること。

(3) 頒布の方法（「通常の方法」による。）

ア 引き続き発行されている期間が6月以上のもの

選挙の期日の告示の日前6月間において平常行われていた頒布の方法による（その間に行われた臨時又は特別な方法は含まない。）。

イ 引き続き発行されている期間が6月未満のもの

政談演説会の会場での頒布に限られる。

（機関雑誌については、政談演説会での頒布実績がない場合は、頒布できない。）

(4) 記載の内容について

ア 選挙に関する報道・評論

確認団体が届出した機関紙誌に掲載することができる「選挙に関する報道・評論」は、当該選挙の報道・評論であるとされる。

イ 氏名類推事項の記載の制限

たとえ選挙に関する報道・評論の記載がないものであっても、候補者の氏名又は氏名類推事項が記載されている、機関紙誌の号外等については、当該候補者に係る選挙が行われている区域内においては、頒布することができない。

10 その他（インターネット選挙運動について）

確認団体は、候補者と同様に、一定の制限のもとで選挙運動用電子メールの送信が認められている。（法第142条の4第1項）

また、候補者の氏名若しくは政治団体の名称又はこれらの類推事項を表示した選挙運動用有料インターネット広告及び挨拶目的の有料インターネット広告に該当するものを除き、政治活動用有料インターネット広告を掲載することができる。（法第142条の6）

- 1 役員名簿については、団体規約の中に挙がっている「代表者」、「顧問」、「事務局長」、「会計責任者」等の役員の役職名・氏名・職業等を記載すること。
- 2 予算書については、下記の様式を参考のこと。

予算書	
(1) 政治団体の名称	
(2) 期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日	
(3) 収入の部	
(区分)	
繰越金	円
個人党費（会費）	円
寄附金（法人その他の団体が負担する党費又は会費を含む）	円
事業収入	円
雑収入	円
計	円
(4) 支出の部	
(区分)	
組織活動費	円
選挙関係費	円
機関紙誌発行事業費	円
宣伝事業費	円
調査研究費	円
寄附・交付金	円
人件費	円
事務所費	円
何々費	円
その他の経費	円
計	円
収支差引残金	円

- 3 政治団体設立届の写しについて、県選管の受付印の入った写しがない場合には、申請日までに県選管に対し写しの交付申請をすること（写しの交付の手続方法については、別途、県選管から指示を行う。）。